

令和4年度肥料価格高騰対策のご案内

～肥料価格高騰に直面する農家の皆様に支援します～

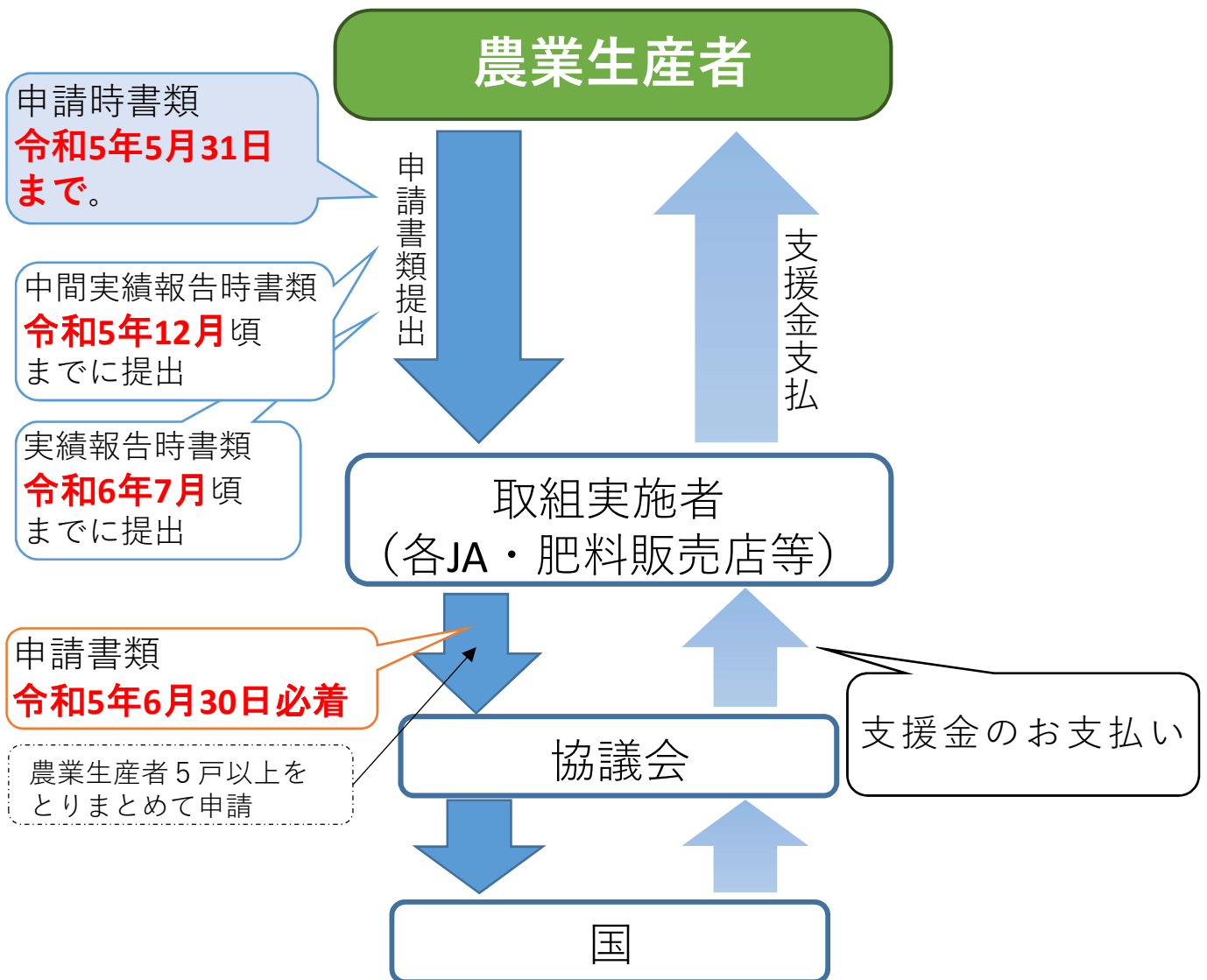
内 容	化学肥料の低減に向けて取り組む、農業生産者の皆様の肥料費を支援します。	
申 請 対象者	農産物を生産し、販売している5戸以上の農業者グループ ※取組実施者（各JAや肥料販売店など）で、まとめて申請していただきます。	
補助対象	化学肥料低減の取り組みを2つ以上行った上で、前年度から増加した肥料費について、その7割を支援金として交付 します。他の補助事業と重複する場合は、額の調整を行います。補助率の算定式については、農林水産省のHPをご覧ください。	
申請時期	本年秋肥	令和4年6月～令和4年10月に注文分 【受付終了】
	本年春肥	令和4年11月～令和5年5月に注文分 令和5年5月31日までに取組実施者へ提出下さい。
提出書類	申 請	① 注文票、請求書または領収書 （写）（ 注文票 だけでは申請できません。）※購入日、肥料名、金額、購入数等が分かるものに限ります。 ② 化学肥料低減計画書 （参考様式第2号） ※肥料に対する補助金を受け取っている場合は、それに関する書類も提出ください。
	中間報告	① 化学肥料低減実施報告書 （参考様式第6-2号） ② 取組を実施したことが確認できる書類 （土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）
	実績報告	① 化学肥料低減実施報告書 （参考様式第5-3号） ② 取組を実施したことが確認できる書類 （土壌診断の診断結果、施肥設計書、購入肥料の伝票、作業時の写真等）

注意事項

- ・令和6年以降、現地確認に伺う場合があります。
- ・提出書類の原本は大切に保管してください。
- ・計画は2ヶ年です。2年経過後も、引き続き化学肥料低減にご協力をお願いします。

申請の流れ

～春肥分お支払いの例～



◆取組を実施したことが分かる書類について
参加農業者ご自身で保管するとともに、実績報告時には、
写しを取組実施者に提出いただきます。添付資料については、
作業時の写真や土壌診断の診断結果等を想定しておりますので、
適宜ご準備ください。

◆農業者から直接の申請はできません。取組実施者でまと
めての申請となります。

◆取組実施者でのとりまとめは、農業者が5戸以上である
必要があります。